# 第3章 防災都市づくりの基本方針(記載例)

## (防災都市づくりの基本方針)

## (防災を明確に意識した都市づくり)

従来地震、火災対策等を主眼に置いてきた都市づくりの対象範囲を津波・水害対策等へ拡大し、防災を明確に意識した都市づくりを計画に位置付け、都市計画の実現、市街地整備の推進を図る際に、災害に強い都市を都市の将来像の一つとし都市づくりを行う。

- ・自然災害による被害の抑止・軽減が都市計画・市街地整備の目的の一つであること
- 様々な災害を考慮した災害リスクの評価に基づいた都市計画、市街地整備であること

## (多様な主体との協働)

様々な災害を考慮した都市づくりの各段階において、多様な主体と協働することにより、 地域防災力の向上に資する都市づくりとする。

- ・様々な災害を考慮した対策の検討において、災害リスク情報の収集、対応策の役割分担に 関する議論等を行うことにより、関係部局、関係機関との連携体制が構築される。
- ・災害リスク情報を整理し、市民に周知することで自助・共助の取組や被災後のまちづくりに関する議論を喚起することにより、地域の災害対応能力が向上するとともに、被災後のまちづくりに関するイメージの共有化が図られる。

## (1) 都市レベルの基本方針(記載例)

## 【地震】

- ・新築・建替え・改修時において、地震動や延焼火災に強い建物・住まいづくりに取り組む。
- ・地先道路から主要生活道路、幹線道路、広域避難場所へのアクセス路が確保できる よう、個別の建替えや市街地整備、関連事業における道路整備に取り組む。
- ・防災活動上重要な施設(本庁舎、消防署、市民センター、公民館、市民病院等)には、災害時の応急活動や避難生活に必要な設備を計画的に設置し、防災機能の充実と強化を図る。

#### 【津波】

- ・海岸保全施設で防御しきれないレベルの津波に対しては、早急な避難により人的被害 を低減できるよう、浸水想定区域内の津波避難路と津波避難施設の整備を図る。
- ・大規模な公園・緑地施設や高規格道路、河川堤防等の施設については、外力の低減効果(多重防御)だけでなく、避難先・避難経路に活用できるよう、施設の副次的機能の確保について、施設管理者へ働きかける。

・孤立集落における二次避難手段を確保するため、内陸部における避難路の整備に取り 組む。

# 【水害】

- ・多様な主体の協働のもと、貯留・排水施設の整備や雨水の流出抑制策を実施する。
- ・都市基盤や建物の耐水化を図る。

## (2) 地区レベルの基本方針(記載例)

#### 【地震】

- ・中心市街地の住宅密集市街地においては、主要生活道路ネットワークの整備を優先して進め、沿道建物の不燃化と一体的に整備するミニ延焼遮断帯(延焼遅延帯)の形成と公園・緑地・広場等のオープンスペースを確保することにより、不燃領域率の向上と木防建ペい率の低減を図る。
- ・主要生活道路に接続する細街路拡幅整備を重点化することで、地区内の避難手段の確保 を優先的に行う。
- ・地区内の消防活動に役立つ消防水利の確保をはかるとともに、地区での初期消火活動の 強化など、地区の消防力を強化し、燃えにくいまちづくりを推進する。

## 【津波】

- ・避難のリードタイムが短い国道後背市街地においては、沿岸部幹線道路沿道の高度利用 や高規格道路等の施設の避難先としての活用、津波避難ビルの確保など、重点的な取組を 図る。
- ・浸水想定区域内に位置する住宅密集市街地については、津波避難施設(高台・津波避難 ビル等)までの避難経路沿道の建物除却や、構造強化に取り組む。

## 【水害】

- ・洪水・内水氾濫による人的被害は少ないが、広域な範囲において、多くの建物が床上浸水や全半壊する経済被害も踏まえ、市街地の建物や公共公益施設における耐水対策の推進により災害時における都市機能を確保することを優先する。
- ・宅地・建物の耐水対策等、施設計画・設計上留意すべき事項を、基盤整備に係る各事業 へ反映し、さらに個々の建替え時等において許認可窓口等での指導を強化していく。
- ・水害時における避難地の確保、地域の避難支援体制の強化等といった当面の取り組みから、浸水リスクの高い地区の土地利用制限(区域外への居住の促進)等を視野に入れた中 長期的な対策まで多様な施策を整理し、地域の合意形成の熟度に応じた事業の推進を図る。

## (解 説)

# ①防災都市づくりの基本方針の作成

2 章で整理した、都市レベル及び地区レベルの課題の他、市町村及び国・都道府県の防災関連計画・防災対策において位置付けられた既往の関連施策※を参考に、短期的な取り組みから中長期的な防災都市づくりの目標として、防災を明確に意識した都市づくりや、多様な主体との協働による防災都市づくりの基本方針を作成する。

また、作成した基本方針は、都市計画マスタープラン (特に地域別構想) へ反映し、 災害リスクの評価に基づく防災の視点を充実させることが重要である。

※既往の関連施策として、庁内関連部局(防災部局等)や国・県等の施設管理者等の施策・取り組み、自助・共助の取り組み支援策等が以下に示す計画にも記載されていることから、これらの計画も適宜参照しながら、防災都市づくりの基本方針を作成する。

表 既往関連計画からの防災施策の把握

計画策定主体		参照する関連計画(例)
可圖水足工件		
	内閣府	□地震防災戦略 □地震防災緊急事業五箇年計画 □自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン 等
国	国土交通省	□社会資本整備重点計画 □災害に強いまちづくりガイドライン 等
	施設管理者	□各施設(河川・道路・海岸・砂防等)整備計画、維持管理計画 □防災業務計画(事前対策)、業務継続計画(予防計画)、災害対応マニュ アル(施設利用や地域支援等に係る内容) 等
都道府県		□総合計画(基本構想・計画:防災まちづくり関連事項) □都市計画区域マスタープラン(全体方針・地域別方針における防災まちづくり関連事項) □社会資本総合整備計画 □地域防災計画(予防計画) □業務継続計画(事前対策) □地震防災戦略・アクションプラン □地震防災戦略・アクションプラン □地震防災緊急事業五箇年計画 □災害復興マニュアル(都市・市街地復興関連事項) □復興方針・計画(事前の準備計画) □総合治水計画、流域水害対策計画 □各種避難計画・防災マニュアル 等
市町村		□総合計画(基本構想・計画:防災まちづくり関連事項) □都市計画マスタープラン(全体方針・地域別方針における防災まちづくり関連事項) □住宅マスタープラン、緑の基本計画、福祉のまちづくり計画等の各部局で所管する分野別まちづくり計画(防災に係る該当箇所) □社会資本総合整備計画 □地域防災計画(予防計画) □業務継続計画(事前対策) □地震防災戦略・アクションプラン □災害復興マニュアル(都市・市街地復興関連事項) □復興方針・計画(事前の準備計画) □総合治水計画、流域水害対策計画 □各種避難計画・防災マニュアル 等

# <防災都市づくりの基本方針を踏まえた空間整備イメージの表現例> □都市レベルの防災都市づくりの整備イメージ



図 都市レベルの防災都市づくりの整備イメージ (対象災害:地震)

(出典: 防災都市づくり推進計画平成 22 年 1 月: 東京都)

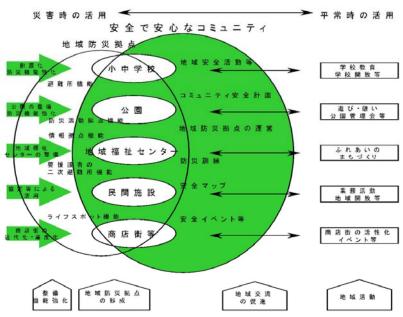


図 都市レベルの防災都市づくりの整備イメージ (地域防災拠点づくり)

(出典:神戸市地域防災計画—防災事業計画— 安全都市づくり推進計画(平成 23~27 年度) 平成 23 年 12 月神戸市防災会議 神戸市)

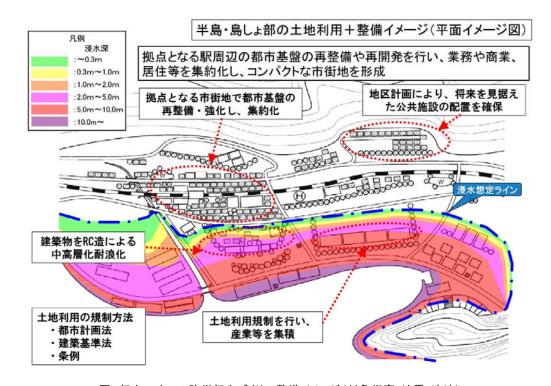


図 都市レベルの防災都市づくりの整備イメージ(対象災害:地震・津波) (出典:第6回地震・津波災害に強いまちづくり検討委員会「参考資料-3:半島・島しょ部における 地震・津波災害に強いまちづくりの検討」平成25年2月18日国土交通省中部地方整備局)

# □地区レベルの防災都市づくりの整備イメージ

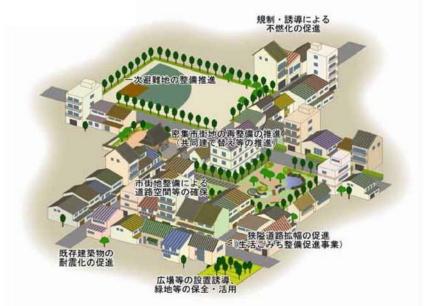


図 地区レベルの防災都市づくりの整備イメージ(対象災害:地震) (出典:震災に強いまちづくり方針~名古屋市防災都市づくり計画~平成19年3月)



図 地区レベルの防災都市づくりの整備イメージ(対象災害:地震・津波・水害) (出典:港区防災街づくり整備指針「芝・三田周辺地区の地区別構想」 平成 25 年 3 月 東京都港区)

参考

〜法令上の制限や都市づくりに係る各種事業実施基準・要件等における防災性の考慮〜 防災を明確に意識した都市づくりの推進にあたっては、既往の都市づくりに係る各種事 業・制度において最低限確保されている防災上の要件等を確認し、事業・制度の活用を図るこ とが重要である。

## ■都市計画法施行令における区域区分に関し必要な技術的基準

第八条 区域区分に関し必要な技術的基準は、次に掲げるものとする。

- 一 既に市街地を形成している区域として市街化区域に定める土地の区域は、相当の人口及び人口密度を有する市街地その他の既成市街地として国土交通省令で定めるもの並びにこれに接続して現に市街化しつつある土地の区域とすること。
- 二 おおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として市街化区域に定める土地の区域は、**原則として、次 に掲げる土地の区域を含まないものとすること。** 
  - イ 当該都市計画区域における市街化の動向並びに鉄道、道路、河川及び用排水施設の整備の見通し等を勘案して市街化することが不適当な土地の区域
  - ロ 溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域
  - ハ 優良な集団農地その他長期にわたり農用地として保存すべき土地の区域
  - ニ 優れた自然の風景を維持し、都市の環境を保持し、水源を涵養し、土砂の流出を防備する等のため保全すべき土地の区域
- 三 区域区分のための土地の境界は、原則として、鉄道その他の施設、河川、海岸、崖その他の地形、地物等土地の範囲を明示するのに適当なものにより定めることとし、これにより難い場合には、町界、字界等によること
- ※都市計画法による市街化区域及び市街化調整区域の区域区分と治水事業との調整措置等に関する方針について (都市局・河川局通達(S45))

次の各項のいずれかに該当する地域は、(中略)「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」(中略)とみなし、原則として市街化区域に含めないものとする。

- 一(前略)概ね 60 分雨量強度 50mm 程度の降雨を対象として河道が整備されないものと認められる河川の氾濫区域及び 0.5m 以上の湛水が予想される区域
- 一前各項に該当しない場合でも、**特に溢水、湛水、津波、高潮、土砂流出、地すべり等により災害の危険が大きいと想定され** る地域

#### ■法定市街地再開発事業の施行区域要件

市街地再開発事業の実施にあたっては、以下の要件を満たす区域であることが求められる。 (都市再開発法第3条第3号)

- ・高度利用地区、特定地区計画区域等内
- ・地区内の耐火建築物の割合が1/3以下
- ・十分な公共施設がないこと、土地の利用が細分されていること等、土地の利用状況が 著しく不健全
- ・土地の高度利用を図ることが都市機能の更新に貢献

